

「壬生町地域防災計画」見直しにおける主な修正事項

1 用語の修正

計画の該当箇所	主な修正内容
全節	<p>○災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）により、これまで使用していた「災害時要援護者」から「要配慮者」に変更した（「災害時要援護者関連施設」は、「要配慮者利用施設」に修正）。</p> <p>○平成 28 年台風第 10 号災害の教訓を踏まえ、避難情報の名称を変更した。 「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」 「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」</p>

2 「災害に強いとちぎづくり条例」を基本理念とした防災対策の推進

計画の該当箇所	主な修正内容
1-2 壬生町の災害対策の理念と見直しの視点及び基本方針 〔新設〕	<p>○行政による防災対策に加え、個人の取り組みや地域における住民、学校、企業等の多様な主体が連携協力して災害へ対応する能力を高めていくことを理念とした「災害に強いとちぎづくり条例」に基づき、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、次の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>(1) 住民の生命を守る (2) 自助、互助・共助と公助による支え合い (3) 災害に強い地域づくりの推進</p> <p>〔具体的な取組内容〕</p> <p>(1) 住民の防災意識の向上 (2) 情報伝達体制の整備 (3) 物資備蓄体制の強化 (4) 要配慮者に配慮した防災対策 (5) 大規模災害に対応できる防災体制の充実 (6) 洪水ハザードマップ及び地震防災マップの活用</p>

3 町、住民、企業・事業所による防災活動の推進

計画の該当箇所	主な修正内容
2-1-1 防災意識の高揚計画 2-1-11 避難体制の整備計画 2-2-1 活動体制計画	<p>次の防災対策について記載した。</p> <p>○避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があったときにとるべき避難行動など、家庭等で普段からできる防災対策について、住民（特に若い世代）へ継続的に周知する。</p> <p>○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>○県が実施する市町職員向けの研修会に積極的に参加する。</p> <p>○災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のた</p>

	<p>め、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に基づき、次の6要素について定めることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3) 電気、水、食料等の確保 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップ (6) 非常時優先業務の整理
2-1-2 自主防災組織・消防団の育成・強化計画	○町内の住民や事業所の管理者等により、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して作成した「地区防災計画」の町防災会議への提案等、地域の防災力向上を目的とした防災活動を推進する。
2-1-4 防災訓練計画 2-1-8 水防体制の整備計画	○水防法の改正（平成25年7月）に基づき、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者及び管理者による避難確保計画の作成や避難誘導訓練を実施する。

4 災害時の協定の追加

2-1-6 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備計画 2-1-21 相互応援体制の整備計画	<p>新たに締結した災害時の協定について追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【協定名】 防災及び災害に係る放送協定 【協定先】 ㈱とちぎテレビ・㈱栃木放送 【協定内容】 防災及び災害情報の提供 ○【協定名】 災害時相互応援に関する協定 【協定先】 宮城県多賀城市・山梨県忍野村 【協定内容】 相互応援協力（物資・人員の派遣） ○【協定名】 災害時における物資提供等に関する協定 【協定先】 ㈱新優本店・㈱カスミ・㈱カワチ薬品 ファミリーランド21 壬生店・㈱ダイドードリンコ関東・ ㈱ヤオハン・ウエルシア薬局㈱・伊藤園・㈱LIXIL ビバ・ ㈱ヤマダ電機テックランド壬生店 【協定内容】 食糧・飲料水・生活必需品の供給等の協力 ○【協定名】 壬生町防災行政無線等の使用に関する協定 【協定先】 東京電力㈱栃木南支社 【協定内容】 防災行政無線に関する協力 ○【協定名】 災害時の情報の収集・伝達に関する協定 【協定先】 壬生アマチュア無線クラブ 【協定内容】 情報の収集・伝達に関する協力
---	---

	<p>○【協定名】 災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定 【協定先】 白鳥 昇一 【協定内容】 情報の収集・伝達に関する協力</p> <p>○【協定名】 災害時におけるL P ガス供給等に関する協定 【協定先】 一般社団法人栃木県L P ガス協会栃木支部壬生協会 【協定内容】 L P ガス供給等に関する協力</p> <p>○【協定名】 災害時等における電気設備の復旧等に関する協定 【協定先】 栃木県電気工事業工業組合 【協定内容】 電気設備の復旧等に関する協力</p> <p>○【協定名】 特定接種の接種体制に関する協定 【協定先】 医療法人 健幸会 小倉医院 【協定内容】 特定接種の接種体制の協力</p> <p>○【協定名】 災害時の医療救護に関する協定 【協定先】 壬生町医師会・公益社団法人栃木県柔道整復師会 【協定内容】 医療救護に関する協力</p> <p>○【協定名】 災害時の歯科医療救護に関する協定 【協定先】 一般財団法人下都賀歯科医師会壬生町部会 【協定内容】 歯科医療救護に関すること</p> <p>○【協定名】 広告付避難場所等の電柱看板に関する協定 【協定先】 東電タウンプランニング(株) 栃木総支社 【協定内容】 広告付避難場所等の電柱看板に関する協力</p> <p>○【協定名】 災害時における入浴施設の使用に関する協定 【協定先】 (株)アクトリー 【協定内容】 入浴施設の使用に関する協力</p> <p>○【協定名】 特設公衆電話の設置・利用に関する協定 【協定先】 東日本電信電話株式会社 【協定内容】 通信手段確保に関すること</p> <p>○【協定名】 災害時の情報端末の提供に関する協定 【協定先】 N T T ドコモ 【協定内容】 情報端末の提供に関すること</p> <p>○【協定名】 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定 【協定先】 栃木県トラック協会 栃木支部 【協定内容】 災害時の物資輸送に関すること</p>
--	---

	<p>○【協定名】 災害時における水道施設の応急措置及び復旧措置の協力に関する協定</p> <p>【協定先】 壬生町管工事業協同組合</p> <p>【協定内容】 水道施設の応急措置及び復旧措置業務に関すること</p>
--	--

5 避難行動要支援者に対する避難支援

計画の該当箇所	主な修正内容
2-1-5 避難行動要支援者支援計画 2-2-7 避難対策計画	<p>○災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）を守るための防災対策について次の内容を記述した。</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援に関する全体計画の作成</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有・活用</p> <p>(4) 避難行動要支援者の救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化</p> <p>(5) 福祉避難所の確保等</p> <p>○発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。</p> <p>○現在、福祉避難所として指定されている「保健福祉センター」について明記した。</p>

6 避難対策の充実強化

計画の該当箇所	主な修正内容
2-1-11 避難体制の整備計画	<p>○地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所・指定避難所として指定する。</p> <p>【指定緊急避難場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所 ・異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を町長が指定する。 <p>【指定避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険性がなくなるまでの必要期間、避難した住民等を滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する。 <p>※指定緊急避難場所・指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。</p> <p>○一般の避難所では生活することが困難な要配慮者に対して、バリアフリー化されているなど特別な配慮がなされ、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>○指定後は、速やかに住民に周知することとする。</p> <p>○食料・飲料水・生活必需品等の備蓄又は供給体制について検討するとともに、公衆無線 LAN (Wi-Fi) の利用ができるようにするなど、避難所の環境整備に努める。</p>

2-1-8 水防体制の整備計画	○想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合等浸水が想定される区域を「雨水浸水想定区域」として指定する。 ○消防団や水防管理者等が巡回する場合における安全策を講ずる。
2-1-11 避難体制の整備計画	
2-2-7 避難対策計画	○避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全措置をとるよう住民に指示することとする。 ○避難勧告又は指示を行うに当たり、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、助言を求めることが出来る体制とする。 ○被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努める。

7 職員の動員・配備体制の変更

計画の該当箇所	主な修正内容
2-2-1 活動体制計画	○各体制の配備基準について、必要に応じて「気象特別警報」を追加する。

8 災害情報の収集・伝達

計画の該当箇所	主な修正内容
2-1-10 情報・通信網の整備計画	○豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、防災行政無線のみならず、携帯電話等による緊急速報メール、CATV、テレビやインターネット等によるアラート等の活用、災害時優先電話等輻輳に強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、その地域の実情に合わせた災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める
2-2-2 災害情報の収集・伝達計画	○気象特別警報の発表基準を掲載する。 ○特別警報が発表されたときは、住民に対しあらゆる手段を用いて直ちに周知することとする。

9 被災者等への情報提供

計画の該当箇所	主な修正内容
2-2-22 広報活動計画	○被災者の安否に関する情報の提供に当たっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

10 被災者支援の迅速化

計画の該当箇所	主な修正内容
2-3-2 民生の安定化対策計画	○災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との連携の強化に努めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとする。

1.1 原子力災害対策

計画の該当箇所	主な修正内容
4-2-1 活動体制計画	○緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、EAL（緊急時活動レベル：Emergency Action Level）を設定するとともに、各EALに応じた町の対策を記載した。

<その他>

※「壬生町第6次総合振興計画前期基本計画」で定められている施策のうち、本計画に関連する項目については各節ごとに表記した。